

山口県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要

第 I 編 総 則

第 1 章 計画の目的

原子力災害の発生及び拡大を防止し、山口県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護すること

第 2 章 計画の性格

県の地域における原子力防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するもの

第 3 章 原子力防災対策に係る責務

◆ 原子力事業者

原子力災害の発生を防止に関する万全の措置、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害復旧に関する必要な措置を実施

◆ 県・関係周辺市町

原子力事業者と相互に連携を図りながら、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施

第 4 章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の範囲	—
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として概ね半径 30 km の範囲から P A Z を除いた範囲	上関町八島

【周辺地域の地図】



第5章 緊急事態区分等に応じた防護措置

◆ 緊急事態区分等及び防護措置

【情報収集事態】

区 分	原子力発電所施設の状態等	UPZにおける防護措置の概要
情報収集 事態	愛媛県伊方町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（愛媛県伊方町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	—

【緊急事態区分】

緊急事態 区 分	原子力発電所施設の状態等	UPZにおける防護措置の概要
警戒事態 (Aレベル)	○敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇（0.15 μ Sv/h超） ○愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき等	—
施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	○発電所の事故により、原災法第10条第1項に定める通報基準に達したとき	○必要に応じて屋内退避を準備
全面緊急 事態 (Cレベル)	○発電所の事故により、原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき	○必要に応じて屋内退避を実施 ○放射性物質の環境への放出に備え、避難や一時移転等の防護措置準備を開始 ○放射性物質が環境に放出された場合、緊急時モニタリングの結果に基づいて、避難や一時移転等、必要な防護措置を実施

◆ 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施基準

時間経過	実施する 防護措置	基 準 値
1日 以内	住民等の避難、屋内退避	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)
避難等 実施後	避難住民等の除染	β 線：40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)

時間経過	実施する防護措置	基準値		
1月以内		β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
1週間以内	住民等の一時移転	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
1日以内	地域生産物の摂取制限			
数日以内	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
1週間以内	飲食物の摂取制限	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

第6章 防災関係機関の業務の大綱

第Ⅱ編 原子力災害事前対策

第1章 災害応急体制の整備

◆ 原子力事業者の体制

原子力防災組織の設置、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力災害対応の重要拠点となる施設及び必要な防災資機材の整備等

◆ 県の体制

◀災害対策本部未設置▶

原子力事業者から警戒事態等の発生の通報を受けた場合には、迅速に災害対応等を行うため、職員を配備

◀災害対策本部設置▶

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合には、速やかに災害対策本部を設置

◆ 関係周辺市町の体制

災害発生時の対応を迅速かつ的確に実施するため、防災対応力の強化に努めるとともに、災害の発生に備え、非常事態に即応できる体制を整備

◆ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の体制

オフサイトセンターにおける現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会に職員を迅速に派遣できるよう、あらかじめ、その派遣体制等を整備（県）

◆ 国との連携体制

- 原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、防護対策等の緊急時の対応等について、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接に連携
- 原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合、国に、事態の把握のための専門的知識を有する職員の派遣を要請

第2章 災害情報体制の整備

- 緊急時における県、国、関係周辺市町及びオフサイトセンターの間の相互の通信体制の確保（専用回線網の整備）
- 有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化等、災害に強い伝送路の構築
- 県民への情報伝達体制の整備 等

第3章 緊急時モニタリング体制等の整備

- 緊急時モニタリングの体制等を示した「緊急時モニタリング計画」の策定
- 緊急時モニタリング本部の設置
- 緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣
- 緊急時における住民等の被ばく線量評価体制の整備
- モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング資機材等の整備
- 大気中放射性物質拡散計算システムの整備

第4章 原子力災害医療体制の整備

- 放射線障害に対応する救護所及び原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターによる原子力災害医療体制の整備

【原子力災害医療体制】

原子力災害拠点病院	山口大学医学部附属病院
高度被ばく医療支援センター	広島大学

- 原子力災害医療本部の設置
- 原子力災害医療に係る医療チームの要請・受け入れ体制の整備
- 放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備

第5章 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第6章 避難誘導體制の整備

- 避難計画の作成（関係周辺市町）
- 市町を越えた広域の避難の調整（県）

第7章 専門家の移送体制の整備

第8章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制の整備（県）
- 飲食物の出荷制限、摂取制限が行われた場合、住民に対して、迅速に飲食物を供給できる体制をあらかじめ整備（市町）

第9章 原子力防災に関する知識の普及

第10章 防災訓練等の実施

第11章 原子力施設上空の飛行規制

第12章 ヘリコプターの活用

第13章 災害対策資料の整備

第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第1章 活動体制の確立

◆ 災害対策本部の設置

- 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- 知事が必要と認めた場合

◆ オフサイトセンターへの職員の派遣

オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会にあらかじめ定めた職員を派遣し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整等を実施

◆ 応援要請等

国・関係機関に対する専門的知識を有する職員の派遣要請等

◆ 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

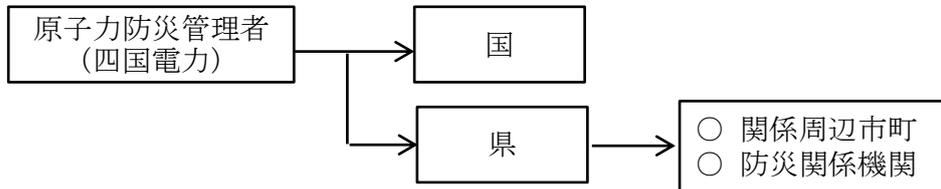
国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携して、被災者の生活支援対策等を推進

第2章 災害情報の収集・伝達

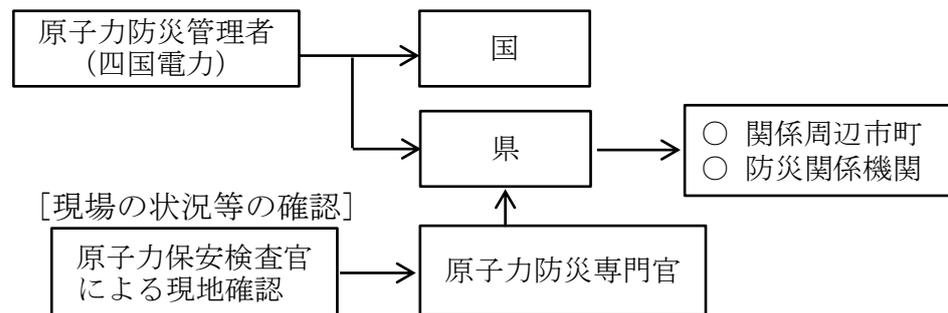
◆ 情報収集事態発生時の情報連絡



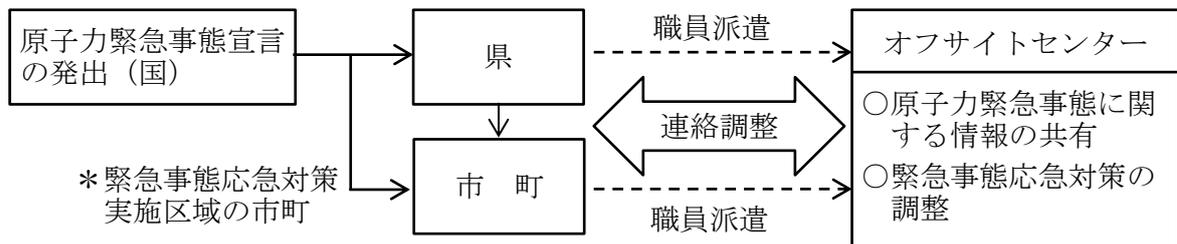
◆ 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡



◆ 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時の情報連絡



◆ 原子力緊急事態宣言発出後の情報連絡



◆ 原子力災害時における住民への指示

緊急事態応急対策等のための必要な措置の指示・命令等について、あらゆる通報手段を用いて、的確かつ迅速に指示。

第3章 住民等への的確な情報の伝達

○ 県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報の実施、相談窓口等の開設

第4章 緊急時モニタリングの実施

◆ 緊急時モニタリングの実施方法

区分		実施概要	測定項目	測定地点等
Aレベル		○効果的な防災対策を行うための資料収集 ・警戒事態の情報及び気象情報の収集 ・平常時モニタリングの強化等	○空間線量率 ○大気中の放射性ヨウ素濃度	UPZ内
B・Cレベル	初期モニタリング	○防護措置を実施する際の判断に用いるための資料収集 ・OILに照らし合わせて判断	○空間線量率 ○大気中の放射性ヨウ素濃度 ○環境試料 [※] 中の放射性ヨウ素濃度	UPZを主体とした地域
B・Cレベル	中期モニタリング	○各種防護対策措置の実施・解除を行うための資料収集 ・放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価・確認	○空間線量率 ○積算線量 ○大気中の放射性物質の放射能濃度 ○環境試料中の放射性物質濃度	初期モニタリングより更に広い地域

※ 環境試料：飲料水、葉菜等

◆ モニタリング結果等の評価

- 国は緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリングの結果を一元的に解析・評価する。
- 県、立地県、関係周辺市町等は緊急時モニタリングの結果及び国が行った評価等を共有する。

◆ 緊急時における住民等の被ばく線量の実測

健康調査・健康相談を適切に行うため、発災後1週間以内を目途に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を実施

第5章 住民避難等の実施

- 内閣総理大臣は、緊急事態応急対策区域を定め、当該区域を管轄する市町及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を実施
- 県は、国の指示等に基づき、該当市町に対して、住民等に対する避難・屋内退避の勧告・指示を行うよう連絡
- 該当市町長は、住民等に対する避難・屋内退避の勧告・指示を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を実施

(参考) 県・関係周辺市町の役割

	県	市 町
準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導計画の作成支援 ○居住地以外の市町に避難する被災者への情報伝達体制の整備 ○自衛隊、海上保安部・署等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導計画の作成 ○避難所の指定 ○避難誘導資機材、移送手段の確保 ○災害時要援護者の避難誘導体制の整備 ○避難状況の確認体制の整備
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ○国からの指示の連絡 ○避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施 ○避難状況の確認と国等への情報提供 ○広域避難の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等に対する避難等の指示 ○避難所の設置 ○住民等の避難誘導 ○避難状況の確認

第6章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

- 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施
- 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施

第7章 原子力災害医療の実施

◆ 救護所における住民への対応

- 救護所の開設・運営、避難退域時検査・除染等の実施
- 専門的な医療が必要と認められる者については、適切な医療機関（原子力災害拠点病院等）への搬送
- 救護所等において、健康に不安をもつ住民等に対し、健康相談を実施
- 安定ヨウ素剤の配布準備等

◆ 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の方針に従い、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対し、服用すべき時機及び服用の方法等を指示。

第8章 防災業務関係者の安全確保

第9章 緊急輸送活動

第10章 治安の確保

第Ⅳ編 原子力災害中長期対策

第1章 緊急事態解除宣言後の対応

第2章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第3章 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

第4章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

第5章 各種制限措置の解除

第6章 心身の健康相談体制の整備

第7章 風評被害等の影響の軽減